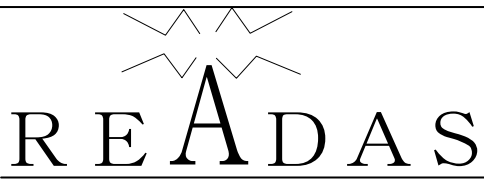


第 5585 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 4日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 小規模企業共済の改正

Q：小規模企業共済が使いやすくなったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主や共同経営者、会社の役員等が廃業・退職後に備えて、あらかじめ資金を積み立てておく制度ですが、その掛金が全額所得控除の対象になることから、幅広く利用されています。

加入できる人は、常時使用する従業員が20人（商業とサービス業（宿泊業、娯楽業を除く）では5人）以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

平成28年4月1日には、次のように、この制度が改正され、一層使いやすくなりました。

- ①加入申込時や増額申込時に申込金（現金）が不要になりました。
- ②一定の共済事由について、受け取れる共済金額がアップしました。
- ③分割共済金の支給回数が年6回になりました。
- ④共済金を受け取れる遺族の範囲が広がりました。
- ⑤共同経営者が独立後も共済契約を継続できるようになりました。
- ⑥掛金の減額の手続きが簡易になりました。
- ⑦契約者貸付制度が拡充されました。

